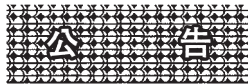


大町市全域（美麻地区及び八坂地区を除く）	7月16日（水）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	大町市大町3887番地 大町市役所
大町市全域	7月17日（木）	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	大町市大町3887番地 大町市役所
須坂市のうち上部及び東部地区	7月23日（水）	午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地1 須坂市中央公民館
須坂市のうち西部地区		午後1時から午後3時30分まで	須坂市大字須坂747番地1 須坂市中央公民館
須坂市のうち日野、井上及び高甫地区	7月24日（木）	午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地1 須坂市中央公民館
須坂市のうち南部、仁礼及び豊丘地区		午後1時から午後3時30分まで	須坂市大字須坂747番地1 須坂市中央公民館
須坂市のうち日滝、豊洲及び旭ヶ丘地区	7月25日（金）	午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地1 須坂市中央公民館
須坂市全域		午後1時から午後3時30分まで	須坂市大字須坂747番地1 須坂市中央公民館

ものづくり振興課



**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人信州からだのき・ほ・ん楽習会
- 3 代表者の氏名  
馬場 大輔
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市三輪2丁目5番15-103号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民及び運動指導者に対して、心身の健康に関する幅広い分野の探究およびプログラム普及事業を行うと共に、プログラムを提供出来る指導者の育成を推進し、健康増進、スポーツ振興、社会教育・社会福祉の推進、生きがいづくりを図る活動に寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野県水辺環境保全研究会
- 3 代表者の氏名  
長田 健
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市三輪5丁目41番23号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、主として河川・湖沼等における水質の保全を図り、水生生物や河川敷に生息または自生する動植物の生態環境を保護するため、水辺環境に関わる学術調査・研究を行い、専門知識及び技術の向上に努め、広く地域社会に普及啓発する事業を行い、もって水辺における生態系の自然的保全並びに公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人みみずく
- 3 代表者の氏名  
田中直子
- 4 主たる事務所の所在地  
茅野市ちの字丁田2761番地9
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者及び障害者が住み慣れた地域で可能な限りその人らしく生活する事ができるような介護及び介護予防に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

クリーニング師試験を次のとおり行います。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 試験の期日及び場所
  - (1) 期日  
平成26年10月15日(水) 午前10時～
  - (2) 場所  
松本市大字島立1020  
長野県松本合同庁舎
- 2 試験科目
  - (1) 衛生法規に関する知識
  - (2) 公衆衛生に関する知識
  - (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 3 受験資格
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者)
  - (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
  - (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者
  - (4) (2)及び(3)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア クリーニング師試験受験願書(保健福祉事務所、長野市保健所及び長野県健康福祉部食品・生活衛生課に備え置く所定の用紙を用いてください。)
    - イ 履歴書(市販のもの可。写真は不要。)
    - ウ 写真(出願前6月以内に半身脱帽正面を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのものを「受験願書」の所定の欄にはってください。)
    - エ 受験資格を有する者であることを証明する書類(専門学校、各種学校は除きます。卒業証書の場合は原本と写しの両方を

持参することとし、持参による提出のみ認めます。また、卒業証書又は卒業証明書の氏名が、現在の氏名と異なる者は、戸籍抄本を添付してください。)

- (2) 受験手数料  
受験手数料(7,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはり、消印しないでください。)納付してください。
- (3) 受付期間  
平成26年8月15日(金)から平成26年8月22日(金)まで(ただし、8月16日(土)・8月17日(日)は除きます。)
- (4) 受付場所
  - ア 県内(長野市を除く)居住者は、その住所地を管轄する保健福祉事務所へ持参してください。
  - イ 長野市内居住者は、長野市保健所へ持参してください。
  - ウ 県外居住者は、長野県健康福祉部食品・生活衛生課へ持参若しくは送付してください。  
郵送等による受験申込みは、卒業証明書(原本)を提出する場合のみとし(卒業証書の原本又は写しの提出は不可)、書留又は簡易書留等確実な方法により送付してください。  
(県庁専用郵便番号380-8570)平成26年8月22日までの消印があるものに限り受け付けます。
- 5 受験票の交付  
受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。
- 6 その他
  - (1) 合格者は、平成26年11月5日(水)午前9時に県庁、受験願書を受け付けた保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者に郵送で通知します。
  - (2) クリーニング師試験受験願書の用紙の請求及び試験についての問合せは、最寄りの保健福祉事務所、長野市保健所又は長野県健康福祉部食品・生活衛生課にしてください。(郵送による場合は、82円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

食品・生活衛生課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
青木島ショッピングパーク  
長野市青木島4-4-5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社KRE  
長野市大字鶴賀南千歳町1005
- 3 変更する事項

大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
長野ショッピングセンター	青木島ショッピングパーク

- 4 変更した年月日  
平成26年2月19日
- 5 届出年月日  
平成26年3月31日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成26年4月24日から平成26年8月25日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
平安堂ビル  
飯田市中央通り4-2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社平安堂  
長野市南千歳1-15-3
- 3 廃止前の店舗面積の合計  
2,141平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 廃止した日  
平成24年6月20日

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ビーワン喬木店  
下伊那郡喬木村716 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社鈴茂商事  
飯田市鼎西鼎613-3

- 3 廃止前の店舗面積の合計  
2,297平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 廃止した日  
平成26年2月28日

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ビーワン上飯田店  
飯田市丸山町1-9-3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社鈴茂商事  
飯田市鼎西鼎613-3
- 3 廃止前の店舗面積の合計  
1,467平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 廃止した日  
平成19年3月18日

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オリンピックスポーツプラザ  
長野市篠ノ井会字下東原902-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
有限会社オリンピックスポーツ  
長野市篠ノ井会字下東原902
- 3 廃止前の店舗面積の合計  
1,366平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 廃止した日  
平成23年8月1日

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
綿半リビングストアー伊那店  
伊那市天竜町1961
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
綿半ホールディングス株式会社  
飯田市北方1023-1
- 3 廃止前の店舗面積の合計  
2,207平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 廃止した日  
平成16年9月

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ビーワン伊那店  
伊那市西春近下島 2686-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社鈴茂商事  
飯田市鼎西鼎613-3
- 3 廃止前の店舗面積の合計  
2,901平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 廃止した日  
平成16年12月16日

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドッポ箕輪店  
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字割手8981
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社鈴茂商事  
飯田市鼎西鼎613-3
- 3 廃止前の店舗面積の合計  
2,334平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 廃止した日

平成24年7月31日

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友寿店  
松本市寿北6-27-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 廃止前の店舗面積の合計  
1,614平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 廃止した日  
平成26年3月31日

産業政策課サービス産業振興室

**公告**

平成26年4月16日、長野県善光寺平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

**公告**

平成26年4月16日、木島平村大塚沖土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

**公告**

平成26年4月16日、上伊那郡西天竜土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、佐久穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成26年4月24日

長野県知事 阿部 守一

**1 開催日時及び場所**

- (1) 開催日時 平成26年5月18日（日） 午前10時から
- (2) 開催場所 佐久穂町役場 佐久庁舎北会議室（南佐久郡佐久穂町大字高野町569）

**2 都市計画案の概要**

佐久穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

**3 案の閲覧について**

公告の日から平成26年5月16日（金）まで、4の(4)の場所において閲覧に供します。（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

**4 公述の申出について**

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

**(1) 公述申出のできる者**

地域内の町民または他利害関係を有する者

**(2) 公述申出期間**

公告の日から平成26年5月9日（金）まで

**(3) 公述申出書の提出期限**

持参の場合は、申出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限り、

**(4) 公述申出書の提出先**

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県佐久建設事務所、佐久穂町役場佐久庁舎、佐久穂町役場八千穂庁舎

**(5) 公述申出書の様式**

別紙様式のとおり

**4 公述人の選定**

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

**5 その他**

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号 )

佐久穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
- 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
- 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

長野県下堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年4月24日

長野県長野地方事務所長 島 田 伸 之

理 事

新 任

氏 名	住 所
町 田 信 吾	長野市川中島町御厨1795番地3
寺 島 司	長野市川中島町御厨1600番地
窪 田 信 行	長野市稲里町田牧966番地2
塚 田 孝 一	長野市稲里町田牧957番地
酒 井 輝 雄	長野市篠ノ井杵淵770番地
宮 沢 邦 夫	長野市篠ノ井西寺尾2354番地
松 橋 俊 彦	長野市篠ノ井小森658番地
小 林 昭 男	長野市篠ノ井東福寺478番地4
松 木 幹 治	長野市篠ノ井東福寺1657番地
近 藤 寔	長野市篠ノ井東福寺1421番地

重 任

氏 名	住 所
-----	-----

村 松 寿 男	長野市川中島町上氷鉋272番地
山 本 尚 道	長野市川中島町四ッ屋1574番地
石 黒 直	長野市川中島町今井1842番地
小 林 澄 男	長野市川中島町御厨125番地1

退 任

氏 名	住 所
小 林 成四郎	長野市川中島町御厨1776番地
西 澤 敏 治	長野市川中島町御厨1388番地1
塚 田 猛	長野市稲里町田牧811番地
村 松 計 義	長野市稲里町田牧1393番地
奥 野 健	長野市篠ノ井杵淵209番地
鈴 木 政太郎	長野市篠ノ井西寺尾2841番地
山 崎 一 雄	長野市篠ノ井小森1213番地
西 沢 和 夫	長野市篠ノ井東福寺455番地1
小 山 正 美	長野市篠ノ井東福寺644番地
小 山 三 雄	長野市篠ノ井東福寺2231番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
和 田 雅 頼	長野市川中島町御厨1184番地

小山 義夫 長野市篠ノ井西寺尾2441番地  
 重任  
 氏名 住所  
 丸田 秀幸 長野市川中島町上水鉋1439番地  
 退任  
 氏名 住所  
 丸山 裕雄 長野市稲里町田牧811番地  
 久保 和夫 長野市篠ノ井東福寺1910番地 1

農地整備課

公告

長野市安茂里犀裾土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年4月24日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

理事

新任

氏名 住所  
 小林 功 長野市大字安茂里3764番地

重任

氏名 住所  
 北島 勸治郎 長野市大字安茂里1281番地  
 鈴木 豊 長野市大字平柴1546番地  
 山田 明雄 長野市大字安茂里1053番地  
 木内 泰明 長野市大字安茂里1212番地  
 太田 良春 長野市大字安茂里1433番地 1

退任

氏名 住所  
 小林 栄 長野市大字安茂里3660番地

監事

重任

氏名 住所  
 青沼 正幸 長野市大字安茂里977番地  
 鈴木 邦夫 長野市大字平柴1565番地 1

農地整備課

公告

豊野町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年4月24日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

理事

新任

氏名 住所  
 広沢 吉昭 長野市大字石渡455番地 3

退任

氏名 住所  
 三井 和雄 長野市篠ノ井杵淵757番地 1

農地整備課

公告

小布施土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年4月24日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

理事

新任

氏名 住所  
 小林 均一 上高井郡小布施町大字中松773番地  
 山浦 富令 上高井郡小布施町大字飯田581番地  
 越 将俊 上高井郡小布施町大字都住171番地  
 塩野崎 敬昇基 上高井郡小布施町大字中松221番地  
 酒井 俊男 上高井郡小布施町大字北岡153番地  
 中村 誠 上高井郡小布施町大字都住927番地  
 丸山 和雄 上高井郡小布施町大字押羽363番地  
 小柳 正廣 中野市大字立ヶ花183番地 1  
 中込 哲夫 上高井郡小布施町大字小布施391番地  
 三井 淳 上高井郡小布施町大字飯田837番地  
 平松 幸明 上高井郡小布施町大字小布施1948番地 1

重任

氏名 住所  
 呉羽 一布 上高井郡小布施町大字雁田799番地 1  
 市村 良三 上高井郡小布施町大字小布施802番地

退任

氏名 住所  
 関 和信 上高井郡小布施町大字都住1005番地  
 竹内 忠男 中野市大字桜沢364番地  
 原 勇 上高井郡小布施町大字中松791番地  
 富岡 猛男 上高井郡小布施町大字押羽465番地  
 矢島 千代明 上高井郡小布施町大字中松241番地  
 小松 忠勇 上高井郡小布施町大字都住103番地  
 高澤 儀夫 上高井郡小布施町大字小布施2470番地 3  
 樋田 敏孝 上高井郡小布施町大字小布施429番地  
 山岸 茂夫 上高井郡小布施町大字福原 1 番地  
 内山 泰俊 上高井郡小布施町大字押羽610番地口  
 関谷 尚志 上高井郡小布施町大字小布施1932番地

監事

新任

氏名 住所  
 田中 繁行 上高井郡小布施町大字押羽407番地 5  
 小林 信一 上高井郡小布施町大字都住384番地

退任

氏名 住所  
 吉澤 洋三 上高井郡小布施町大字都住877番地  
 米沢 静雄 上高井郡小布施町大字山王島91番地

農地整備課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年4月24日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

- 1 指定番号 佐久第346号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成25年12月24日
- 4 指定道路の位置 佐久市中込字荒神514-1及び514-7
- 5 指定道路の延長 33.80メートル
- 6 指定道路の幅員 4.09メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年4月24日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

- 1 (1) 指定番号 上伊那第548号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年12月12日
- (4) 指定道路の位置 伊那市境1469-4
- (5) 指定道路の延長 51.31メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.07メートル
- 2 (1) 指定番号 上伊那第549号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成26年3月7日
- (4) 指定道路の位置 伊那市高遠町小原391-9、391-2の一部及び392-2の一部
- (5) 指定道路の延長 53.32メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年4月24日

長野県松本地方事務所長 白鳥 政徳

- 1 (1) 指定番号 松本第298号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年12月9日
- (4) 指定道路の位置 安曇野市豊科高家6553-3
- (5) 指定道路の延長 32.10メートル
- (6) 指定道路の幅員 5.80メートル
- 2 (1) 指定番号 松本第299号

- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年12月9日
- (4) 指定道路の位置 安曇野市穂高柏原2743-8
- (5) 指定道路の延長 31.29メートル
- (6) 指定道路の幅員 5.80メートル
- 3 (1) 指定番号 松本第300号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年12月19日
- (4) 指定道路の位置 安曇野市豊科南穂高577-2
- (5) 指定道路の延長 40.32メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.00メートル
- 4 (1) 指定番号 松本第301号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成26年1月14日
- (4) 指定道路の位置 安曇野市豊科高家1473-1及び1473-21
- (5) 指定道路の延長 60.91メートル
- (6) 指定道路の幅員 5.92メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年4月24日

長野県北安曇地方事務所長 土屋 嘉宏

- 1 指定番号 北安曇第367号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成26年2月24日
- 4 指定道路の位置 大町市大字常盤字貝原6919-7
- 5 指定道路の延長 15.20メートル
- 6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年4月24日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

- 1 (1) 指定番号 長野第829号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成25年12月17日
- (4) 指定道路の位置 埴科郡坂城町大字南条字古田町4768-4及び4771-1
- (5) 指定道路の延長 31.71メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.28メートル



- 2(1) 指定番号 長野第830号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成26年2月12日
- (4) 指定道路の位置 須坂市大字高梨字梨ノ木68-1、74-3及び水路の一部
- (5) 指定道路の延長 23.90メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.94メートル

建築住宅課

**公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年4月24日

長野県北信地方事務所長 田 中 功

- 1 指定番号 北信第165号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成25年12月11日
- 4 指定道路の位置 中野市大字安源寺字土居場399-5
- 5 指定道路の延長 28.65メートル
- 6 指定道路の幅員 4.08メートル

建築住宅課

**公告**

平成26年度長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）を次のとおり行います。

平成26年4月24日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

- 1 試験の対象となる職  
長野県の諸機関に勤務する主事、技師等の職
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	70名程度	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
社会福祉	若干名	ケースワーク、社会福祉に関する企画・指導、社会福祉施設入所者の生活指導等
心理	若干名	心理学的判定、精神保健・児童に関する相談・助言等
電気	若干名	商工業の振興、工業に関する試験研究、電気事業等に関する企画・設計・施工管理・保守管理、職業訓練等
機械	5名程度	商工業の振興、工業に関する試験研究、機械設備に関する保守管理、職業訓練等
化学	5名程度	環境保全に関する企画・監視・調査研究、工業に関する試験研究等
農業	10名程度	農業の振興、農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導、農業に関する試験研究等
水産	若干名	水産に関する試験研究・指導等

総合土木	15名程度	道路・河川・都市計画・土地改良事業等に関する企画・設計・施工管理等
建築	若干名	県立施設的设计・施工管理、建築指導等
林業	5名程度	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、治山事業等に関する企画・設計・施工管理等
薬剤師	若干名	薬事監視、環境衛生に関する監視等
保健師	若干名	精神保健・難病等に関する相談、保健指導、家庭訪問等
管理栄養士	若干名	栄養の指導・調査、健康増進等

3 受験資格

(1) 年齢等

次のいずれかに該当する者

- ア 昭和54年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者。ただし、薬剤師の試験区分にあっては昭和54年4月2日から平成3年4月1日に生まれた者、保健師の試験区分にあっては、昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者とする。
- イ 平成5年（薬剤師の試験区分にあっては平成3年）4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) 資格又は免許

試験区分	資格又は免許
社会福祉	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者（平成27年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者を含む。）
薬剤師	薬剤師の免許を有する者（平成27年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）
保健師	保健師の免許を有する者（平成27年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者（平成27年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）

(3) この試験を受験できない者

- ア 日本の国籍を有しない者（管理栄養士を除く。）
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法及び内容

試験の方法	内容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記試験（出題数50題のうち20題（知能分野）を必須解答とし、残り30題（知識分野）から20題）を選択解答
専門試験	試験区分に応じた大学卒業程度の専門的な知識及び能力についての択一式筆記試験（出題数40題必須解答）。ただし、行政及び総合土木の試験区分にあっては、選択解答制による択一式筆記試験（出題数50題のうち40題を選択解答）。

(注) 出題分野は、別表のとおりです。

## イ 配点及び基準

各試験の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、合計点にかかわらず不合格となります。

試験	配点	基準(合格判定の必要最低基準)
教養試験	400点	正答率4割(160点)。ただし、実施年度を含め過去5年度の平均正答率の平均が4割に満たない試験区分にあっては、その試験区分の当該平均正答率の平均
専門試験	800点	正答率4割(320点)。ただし、実施年度を含め過去5年度の平均正答率の平均が4割に満たない試験区分にあっては、その試験区分の当該平均正答率の平均
合計	1,200点	

## ウ 日時及び場所

(7) 日時 平成26年6月22日(日) 午前9時から

## (4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	長野工業高等学校(長野市差出南3-9-1)
	更級農業高等学校(長野市篠ノ井布施高田200)(予備会場)
松本市	松本蟻ヶ崎高等学校(松本市蟻ヶ崎1-1-54)
	松本美須々ヶ丘高等学校(松本市美須々2-1)(予備会場)

## エ 第1次試験日に併せて実施する試験

第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

## オ 第1次試験合格者の決定及び発表

試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に合格者を決定します。合格者については、平成26年7月上旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県の地方事務所(長野地方事務所を除く。)

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/soshiki/boshu/index.html>

## (2) 第2次試験

## ア 方法及び内容

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接(2回)及び集団討論による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査

## イ 配点及び基準

各試験及び検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、合計点にかかわらず不合格となります。

試験	配点	基準(合格判定の必要最低基準)
論文試験	300点	120点
口述試験	900点	第2次試験の第2回目を行う個別面接において、7段階評定で、3人の試験員のいずれの評定も下位2段階以下でなく、かつ、うち2人以上の評定が上位4段階以上であること。
適性検査		
合計	1,200点	

## ウ 日時及び場所

平成26年7月中旬から下旬までの間に1回目(個別面接、集団討論及び適性検査)、8月上旬に2回目(個別面接)の試験を行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

## (3) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

## 5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに合計点の高い人から成績順に最終合格者を決定します。最終合格ラインに同点者がいる場合は、口述試験の得点の高い順に決定し、口述試験も同点の場合は、第1次試験の得点の高い順に決定します。

最終合格者については、平成26年8月下旬に、本人に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県の地方事務所(長野地方事務所を除く。)

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/soshiki/boshu/index.html>

## 6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者(長野県知事等)からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 任命権者は、意向確認のための面接等の結果に基づき最終的に採用者を決定します。

意向確認の際に、健康診断書(様式指定・医療機関で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があったり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

(3) 採用は、原則として平成27年4月1日の予定です。

(4) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

(5) 社会福祉、薬剤師、保健師又は管理栄養士の試験区分にあっては、その資格又は免許を採用の時点までに取得することが必要ですので、採用候補者名簿の有効期間中に当該資格又は免許を取得できなかった者は、職員に任用される資格を失うこととなります。

## 7 勤務条件

## (1) 給与

現行の初任給の月額(給料月額に地域手当を加えた額)は、

薬剤師、保健師及び管理栄養士を除く試験区分にあっては約18万1,400円、薬剤師の試験区分にあっては約18万7,200円(6年制大学を卒業した場合は約20万7,000円)、保健師の試験区分にあっては約21万円(中学校卒業後の通算修学年数が7年に満たない場合は約20万1,200円)、管理栄養士の試験区分にあっては約18万7,200円です(なお、研究職に採用された場合は、約19万7,700円です)。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

## (2) 勤務時間

原則として、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は正午から午後1時までの1時間)の1日7時間45分です。

休日は、土日、祝日及び12月29日から1月3日までの日です。

## (3) 休暇・休業

年次休暇(年間20日。採用年は15日)、特別休暇(夏季、結婚等)、療養休暇、介護休暇、育児休業等の制度があります。

## (4) その他

詳細及び上記以外の勤務条件については、条例で定められています。

## 8 受験手続

持参、郵送又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

### (1) 持参又は郵送による申込みの場合

#### ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/soshiki/boshu/index.html>)からダウンロードすることもできます。

長野県人事委員会事務局

長野県の地方事務所

長野県東京事務所

長野県名古屋事務所

長野県大阪事務所

(4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「上級請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の角形2号(240ミリメートル×332ミリメートル)の返信用封筒を同封して、長野県人事委員会事務局(〒380-8570: 県庁専用郵便番号 所在地: 長野市大字南長野字幅下692の2)まで送付してください。

#### イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局に提出してください。ただし、申込みは一つの試験区分に限るものとし、受付後の試験区分の変更は認めません。

(4) 受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り、宛先を明記してください。

(ウ) 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書 在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

#### ウ 受付期間及び受付時間

(7) 持参による申込みの場合

受付期間は平成26年5月21日(水)から5月23日(金)まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。

#### (4) 郵送による申込みの場合

受付期間は、平成26年5月5日(月)から5月20日(火)までです。

ただし、消印により5月20日(火)までに差し出したことが分かるもの又は5月23日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

#### エ 受験票の交付

平成26年6月3日(火)に発送する予定です。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

### (2) インターネットによる申込みの場合

#### ア 申込方法

(7) インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/kensei/soshiki/soshiki/boshu/index.html>)に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷(A4判)のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

#### (4) 手続の概要

a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受けてください。

b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行ってください。

c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷してください。

#### イ 受付期間等

受付期間は、平成26年5月5日(月)0時から5月20日(火)24時までです。受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止することがあるので、注意してください。

#### ウ 受験票の交付

平成26年6月3日(火)に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

### 9 試験結果の開示について

この試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる人
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) (4) 合格者の順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) 2 資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線4233・4234)に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

第1次試験における教養試験及び専門試験の出題分野

試験の方法・試験区分	出題分野
教養試験	知識分野-社会科学 人文科学 自然科学 知能分野-文章理解(英語を含む。) 判断推理 数的処理・資料解釈
専門試験	行政 政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済原論 経済政策(経済事情を含む。) 経済史(経済学説史を含む。) 財政学 社会政策 国際関係 経営学
	社会福祉 社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学概論 心理学概論(社会心理学を含む。) 社会調査
	心理 一般心理学(心理学史 発達心理学及び社会心理学を含む。) 応用心理学 調査・研究法 統計学
	電気 数学・物理 電磁気学・電気回路 電気計測・制御 電気機器・電力工学 電子工学 情報・通信工学
	機械 数学・物理 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学・制御 機械設計 機械材料 機械工作
	化学 数学・物理 物理化学 分析化学 無機化学・無機工業化学 有機化学・有機工業化学 化学工学
	農業 栽培学汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壤肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般
	水産 水産事情・水産経済・水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学
	総合土木 数学・物理 応用力学 水理学 測量 材料・施工 土質工学 都市計画 土木計画 農業水利 土地改良 農業造構 土壌物理
	建築 数学・物理 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工
	林業 森林政策・森林経営学 造林学(森林生態学 森林保護学を含む。) 林業工学 林産一般 砂防工学
	薬剤師 物理・化学・生物 衛生 薬理 薬剤 病態・薬物治療 法規・制度
	保健師 公衆衛生看護学 疫学 保健統計学 保健医療福祉行政論
	管理栄養士 解剖生理学 病理学 生化学 食品学 食品加工学 栄養学 栄養指導論 臨床栄養学 公衆栄養学 給食管理(調理学を含む。) 食品衛生学 公衆衛生学 健康管理概論

人事委員会事務局